

令和5年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務 基本仕様書

1 業務名

令和5年度比治山公園におけるにぎわいづくり推進業務

2 業務の概要

本市では、平成30年度から比治山公園「平和の丘」基本計画に基づき、比治山公園の集客や魅力向上のため、現代美術館やまんが図書館、放射線影響研究所などの園内の施設や、地域住民及び市民活動団体、民間事業者など（以下、地域住民等とする。）、比治山公園に関心のある様々な団体との連携を進めながら、公園の現状の理解及び活用の可能性に関するテーマのワークショップやイベント等（以下「イベント等」という。）を企画・開催し、比治山公園のファンを増加させる取組を進めている。

令和5年度は、本業務にて、下記①～②の取組を行うものである。

- ① 平成30年度から令和4年度に本市が主催したイベント等を引き続き行い、イベント等のリピーターを増やす取組に加え、比治山公園に関心を持つ新たなファンを取り込むような取組
- ② 比治山公園のにぎわいづくりの担い手を増やすため、活動団体等への働き掛けを行い、それらの団体等に本市主催のイベント等の企画・運営に参加してもらうことにより、にぎわいづくりの担い手のネットワークづくりを行う取組

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 開催場所

比治山公園内とする（御便殿広場やムーアの広場など、園内の様々な場所を活用すること。）。

ただし、比治山公園の今後の集客や魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、平和大通りを介し平和記念公園と比治山公園をつなぐ取組や水辺のにぎわいづくりとの連携の取組など、比治山公園を中心として都心を回遊するイベント等を開催する場合については、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

(2) 基本事項

① イベント等の開催について

- ・ 平成30年度から開催している柴刈りのイベントとたき火のイベントを含め、年間を通じて計6回以上バランスよく開催することを必須とし、比治山公園の新たなファンを取り込むようなその他のイベント等及び開催回数については、受託者の自由な提案による。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、イベントの開催自粛や外出自粛要請が発出されるなど、受託者はプロポーザル時に提案した内容が実施できない場合を想定し、Web上のコミュニケーションツールを用いたイベントやワークショップなど、実施可能な代替提案についてもプロポーザル時に提示することとする。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、発注者と受託者で協議の上、代替提案による実施やイベント開催中止等の対応を図るとともに、必要に応じて契約変更を行う。
- ・ イベント等への集客及び取組の周知を図るため、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこととする。

② 地域住民や活動団体等への働き掛けについて

- ・ 比治山公園のにぎわいづくりの担い手を増やすため、活動団体等への働き掛けを行い、それらの団体等に本市主催のイベント等の企画・運営に参加してもらうことにより、にぎわいづくりの担い手のネットワークづくりを行うこと。
- ・ イベント等への集客及び取組の周知を図るため、地元町内会を始めとする地域住民への周知や、Web・SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこととする。

(3) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打合わせは、業務着手時やイベント等の実施前ほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。（チェックリストを作成し、計画段階から随時、確認・管理すること。）

イ イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ イベント等の実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては、開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得たうえで、必要な料金を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。

エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費としてイベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、料金の平準化やイベントの回数を増やすために使用するなど、比治山公園のにぎわいづくりのために利用するよう努めるものとする。

オ イベント等で使用する水道は、原則として受託者が自ら確保することとする。受託者が自ら確保することができない場合のみ公園内の既存の施設の使用を認めるが、実費相当額（水道料及び下水道使用料）を公園管理者に支払うこと。

また、イベント等で使用する電気は、原則として受託者が自ら確保すること。

カ 民間事業者や地域団体等、各種団体と積極的に連携し（協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。）、地域の活性化に資するよう努めること。

キ 現在、比治山公園で活動している市民活動団体等が実施するイベント等と開催時期等の調整を行うこと。

【参考】令和4年度に実施されたイベント等

| イベント名 | 開催期間 | 主催・共催 |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| ひろしまセミの観察 Session2022 | 令和4年8月5日 | 広島市(令和4年度 市発注業務) |
| Park Session Day | ①令和4年 9月 3日 ②令和4年10月 1日 | |
| たきびば比治山 | ①令和4年10月19日 ②令和4年11月16日 ③令和4年12月21日 ④令和5年 1月18日 ⑤令和5年 2月15日 | |
| ととのえる比治山 (柴刈りイベント) | ①令和4年11月 6日 ②令和5年 2月 4日 | |
| あつ“たまる”比治山 (たき火イベント) | 令和4年12月4日～5日 | |
| たき火ソーシャルアウトド アナイト | 令和4年12月4日 | |
| 比治山公園活性化プロジェ クト | ①令和4年 4月1日～3日 ②令和4年 5月1日 ③令和4年 6月5日 ④令和4年10月2日 ⑤令和4年11月6日 ⑥令和4年12月4日 ⑦令和5年 2月5日 ⑧令和5年 3月5日予定 | ひじやまがすき企画実行 委員会(広島市後援) |
| ふれる比治山 ～サクラ茶会～ | 令和4年4月9日 | 株式会社和大地、一般社 団法人広島青年会議所 (広島市後援) |
| Hello! ひじやま | 令和4年11月5日 | 株式会社和大地、デュオ ヒルズ比治山レジデンス (広島市後援) |

◆本市主催のイベントの詳細は、本市ホームページの以下のアドレス内に掲載

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hijiyamako-en-heiwanooka/303193.html>

ク 今後の比治山公園の再整備やにぎわいづくりに役立つ内容のアンケート等を行うこと。
また、アンケートの対象、回数、項目などは発注者と協議して決定すること。

ケ イベント等の実施に際し、参加者の安全確保等に配慮し、適宜、巡回・清掃等を行うこと。
また、緊急時には関係行政機関へ連絡を行うこと。

コ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。

サ 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。

シ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。

ス イベント等の実施に当っては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

5 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。計画段階から随時、確認・管理すること。）

(2) 実施報告書

業務の実施状況等、実施報告を行うこと。（イベント等実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など）

(3) 今後の取組の継続に係る提案書

行政主体でなく、比治山公園に関心のある各種団体等が主体となるイベント等の開催等、にぎわいづくりの取組を引き続き継続させていくための提案をすること。

6 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 広島市委託契約約款第19条第2項に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備すること。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。